

外国人労働者受容過程における支援活動：  
浜松市における民間ボランティア団体を事例に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-07-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 栗岡, 幹英 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008920">https://doi.org/10.14945/00008920</a>

# 外国人労働者受容過程における支援活動 —浜松市における民間ボランティア団体を事例に

栗 岡 幹 英

はじめに：外国人労働者と民間ボランティア

第1章 浜松の外国人とへるすの会

1-1 浜松市と外国人労働者／1-2 へるすの会の発足と経過

第2章：へるすの会の構成と運営

2-1 組織／2-2 運営／2-3 役割構成と主要メンバー

2-4 財政

第3章 主な活動

3-1 相談活動

3-1-1 概要／3-1-2 成果と特徴／3-1-3 最近の傾向

3-2 交流活動

3-2-1 交流会／3-2-2 県内外の団体との交流

3-2-3 公的組織との関係

3-3 広報活動

おわりに：外国人労働者支援活動の今後

はじめに

外国人労働者は急増期を過ぎて、日本社会に定着しつつあるということがができる。急増期においては、各地でさまざまな摩擦が生じ、社会的に大きな問題が生じたし、マスコミにもしばしば取り上げられた。近年、バブル崩壊後の経済的停滞のなかでこれまでのような急増には歯止めがかかったように見える<sup>(1)</sup>が、その一方滞在の長期化や定住化が進み、これまでとは異なる問題が生じているように思われる。

ところで、人権後進国と言われるこの国で、外国人労働者の人権侵害や生活保証に関わるさまざまな問題に取り組んできたのは、民間ボランティア団体であった。外国人受け入れに対する政府の対応が厳しく批判されるなかであって、

民間ボランティア団体が果たしている役割はたいへん大きい<sup>2)</sup> 上記のような外国人労働者をめぐる問題の変化のなかで、彼らの果たす役割は変わっていくのだろうか。それとも、この国の世界経済からみた位置と受け入れの構造が変わらない限り、彼らはこれまでと同様の役割を果たしてゆくのだろうか。この問題を、浜松市におけるある民間ボランティア団体を素材に考えてみたい。

## 第1章 浜松の外国人とへるすの会

### 1-1 浜松市と外国人労働者

浜松市とその近郊は、外国人労働者が日本でもっとも多い地域の一つであり、1995年3月には11,851人が外国人登録をしている。最大の割合を占めているのはブラジル国籍であるが、その半数強は日系ブラジル人である<sup>3)</sup> このように外国人労働者が多い理由は、何といても浜松に自動車産業（4輪・2輪）などの製造業が集積し、日本人がきらいいわゆる「3K」（きつい、汚い、危険）労働に従事する労働者を大量に必要としていたことがある。また、浜松市は気候が温暖で、特にブラジル系外国人労働者にとっては過ごしやすいことも、一因であろう。このような集住という事態のもとで、すでに浜松市では、多くの研究者・研究機関が外国人労働者の調査を行い、急増期の外国人労働者と地域の問題について調査が行われている<sup>4)</sup>

本稿が取り上げるのは、在浜松民間ボランティア団体の「へるすの会」である。「へるすの会」（略称HLS）は正式名称を「外国人と共に生きる会・浜松 Hamamatsu overseas Laborers Solidarity」といい、1990年7月の結成後、浜松市内外の外国人に対する援助活動を精力的に行ってきた。へるすの会は、5年以上にわたって継続的に活動し、実績を重ねており、この種の団体のなかで全国的にもっとも名前を知られているものの一つである。浜松の外国人問題における行政側窓口の一つである財団法人浜松国際交流協会（略称HICE）も、その活動のなかに「民間ボランティアとの連携」という項目を設け、唯一「へるすの会」の名称を明示している<sup>5)</sup> また、浜松に多いブラジル系日系人に対する支援活動を評価されて、96年3月にブラジル大統領が来日した折には、ブラジル大使館が開催したレセプションにこの会の代表A氏が夫妻で招待されているのである<sup>6)</sup>

この会の活動を、外国人労働者の急増期に当たり、この会が結成された直後の1年間と最近の1年間を比較しながら紹介するとともに、定着期における外国人労働者の問題と民間ボランティア団体の役割について考えてみよう。その

際、本稿が主に依拠する資料は、へるすの会が発足以来おおむね毎月発行している「ニュースレター」と1994年10月から96年3月まで、ほぼ毎回出席した毎月の例会の参与観察である<sup>9)</sup>

## 1-2 へるすの会の発足と経過

へるすの会は、1990年3月に行われた「滞日アジア人労働者を考える学習会」において結成された「外国人労働者を考える会（仮称）」を前身にもつ。この学習会は、「1989年11月にフィリピン人研修生Eさんが、出産が会社知られると解雇されると恐れ、生んだばかりの我子を殺害した事件を契機に」始められている<sup>9)</sup>へるすの会は、この発足の経緯について最近にいたるまで入会を呼びかける文章で欠かさず触れており、外国人への人権保証が発足以来同会の中心的テーマであることをうかがわせる。

4月中旬の第2回の学習会では後にへるすの会の初代の代表を勤めるK氏が代表に就任し、地域のカトリック教会を拠点に活動が行われた。初回13名、第2回20名の参加者が、4月下旬の第3回学習会では28名に増えており、着実に活動を拡大している様子がうかがえる(NL14,91.8.1)。5月15日には、17名の参加を得てへるすの会の準備会を開き、5月26日には第2回準備会を開いて名称を現在のものにするるとともに、外国人労働者に対する支援活動を行うことを決定した。翌日には、カトリック教会内に相談窓口となる電話を開設するとともに、英語・ポルトガル語・日本語で印刷された連絡を呼びかける「インフォメーションカード」を浜松駅頭などで配布する活動を行っている。この活動については、6月1日の朝日新聞、6月5日の毎日新聞で報道された。その後、準備会を重ねるかたわらインフォメーションカードの配布活動を続けている。

へるすの会は、7月1日に第5回準備会を行って、会費などを定め、会員、賛助会員、賛助団体を募ることを決定している。へるすの会は、自らの正式な発足を90年7月だと表記しており(NL14,91.8.1)、また7月1日付で「へるすの会 ニュースレター」を発行しているのも、この第5回準備会が事実上の結成総会であったと考えられる<sup>9)</sup>「ニュースレター No.1」で初代代表のI氏は、上記のフィリピン女性の事件を引きながら、会の基本姿勢を次のように述べている。

彼ら（外国人労働者—引用者）と接触し、抱えている問題を一緒に考え、悩み、解決しようという活動は、地味でも、事件の未然防止という効果が

あると確信しています。／「共に生きる」ということは、同じ人間としてたがいに学び合い(マ)、助け合うということで、人種も優劣もなく、まったく対等な人間が存在するだけです。

## 第2章：へるすの会の構成と運営

### 2-1 組織

へるすの会は、会員・賛助会員および賛助団体から構成される。これらは、それぞれの資格に応じて会費を支払う以外の義務をもたず、逆にこれを支払う意志があればだれでも参加できる。直接に活動に参加しているのは常時例会に出席する少数の会員であり、他に医療や法律業務に関してその時々には援助をする医師・弁護士などが存在する。最近の1年あまりを見た場合、他の多くの会員は会費を支払うことによって会を財政的に支えているのみである。へるすの会は、例会や交流会などのできる限り多くの会員の参加を求めて広報に努めているが、この1年余に関しては、上記以外の会員の出席はあまりない。弓削・井桁は「医師や弁護士、大学教授、牧師など、メンバーの職業が幅広く、日本人有識者が多いのが、同会の特徴である」(弓削・井桁、1995:197)と述べているが、会員に「有識者が多い」ことが、労災や賃金不払いなど実践的な交渉を中心とするこの会の行動を特徴付けているわけではないように思われる。

### 2-2 運営

運営上もっとも大きな会合は、年に1度開かれる総会である。へるすの会は民間ボランティア団体として、すべて会員の合意の上で運営されている。総会は毎年7月に開催され、総会から次の総会までの1年間を活動年度として運営されている。総会では、これまでの1年の活動経過が報告され、会計決算の報告と承認が行われるほか、新年度の活動の方針や課題が討議されるとともに役員体制が決定される。総会は、会員ならだれでも参加でき、通常の例会よりは多数の会員が参加する。1995年7月2日に行われた第5回総会の出席者は13名、続いて行われた記念講演(静岡大学人文学部L助教「外国人労働者の受容-日本とドイツ」)の傍聴者は17名であった。

この総会で、95年度の重点活動として次のことが議論されている(へるすの会が当日に配布した「総会資料」から引用、箇条書きの番号は引用者による)。

- 1) 日系人の定住化に伴い、ポルトガル語の講演会や教養講座を開くなど、文化的レベルの昇進を図りたい。たとえば通信制大学、学校・家庭問題の相談、語学教室などは、協力者が見つかる可能性も大きいと思われる。

- 2) 賃金未払事件の解決については、労組に依頼できる部分は依頼し、いっそうの連携強化を進める。
- 3) おもに女性を対象にした昼間の会議の開催は、今後の検討課題である。
- 4) 長野県内で年1回、外国人のための無料健康診断が行なわれているが、推進者の医師が自身の所属病院を中心に有志の医師を募って実施しており、浜松で同様な企画が実現できるかは検討を要する。(以上、NL 54,95.7)

運営に関する日常的な事項は、基本的に毎月第1火曜日の夜に7時から9時まで開催される例会の席上で協議され、決定される。例会は、会員であれば誰でも参加できることとなっているが、少なくとも最近に1年間は常連の顔ぶれがほぼ固定されている。ちなみに、1995年7月11日に行われた95年度第1回の例会の参加者は、代表のA氏、事務局長のB氏、交渉担当のC氏、編集担当のD氏、教育問題に関心をもつG氏であり、途中からJ氏が参加した。この他、帰化牧師で保護司のF氏も通常は参加し、研究者としての関心から参加しているJ氏を除く6名を中心的なメンバーと見なすことができる。かつてへるすの会結成に力のあったカトリック神父のE氏は、最近では海外渡航が多く、例会に姿を見せないことが増えた。また、UCOで中心的な役割を果たしたH氏も例会にほぼ参加しており、固定した役割を担ってはいるが常連のメンバーである。94年10月ころから半年ほど例会に参加していた20代の若者は、例会の場がUCOの事務所から浜松市が運営する公会堂に移ってから姿を見せなくなった。

例会は、事務局長のB氏の司会のもとで進められ、おおむね、1)会員等の増減と会費の徴収状況、2)最近1カ月の活動の報告、3)前回例会以降の相談についての報告、4)交流会など予定されている行事等の確認、という順序で進行する。その他、ホームレスの外国人がいるらしいといった情報など、外国人の人権問題として考えられるものならなんでも話題に上る。これに対し、ケース会議は相談事例の分析を行う場である。

### 2-3 役割構成とメンバー

1995年7月の第5回総会では、役割分担のために、代表、事務局長、会計、相談電話、交渉、編集長、緊急援助基金(の管理)、企画がおかれている。また、通訳依頼の役割は「未定」となっている。代表には、初代のK氏が94年7月の第4回総会で退いた後を襲ったA氏が、引き続き就任した。代表やその他の役職の任期は定められていない。事務局および会計はB氏、交渉はC氏、相談電話はE氏、ニュースレターの編集はD氏が引き続き引き受け、基本的に前年と

同じ態勢で活動を続けることを決定した。ただし、緊急援助基金の管理は代表 A 氏の夫人に依頼することになった。また、企画については、交流会を代表の A 氏、バザー・フリーマーケットの参加関連を、かつて編集長を勤めていた I 氏が担当し、その他は適宜決定するシステムになっている。

以上の主要活動メンバーの属性を、以下に簡単に紹介する。

A 氏：代表、市内私立高校勤務社会科担当、上部組織をもたない独立系の同校労働組合委員長を約 20 年にわたって勤めている。へるすの会には参加した直後から代表の役職に就く。実兄はブラジルでカトリック協会の神父になり、同国に帰化している。交流会の設定や講師依頼など、対外的な交渉で大きな役割を果たしている。

B 氏：会員ナンバー9、事務局長、オートバイ部品製造工場の工具、例会の準備や会費の管理その他多忙な事務局の仕事を一手に引き受けている。毎月の例会では司会を勤める。相談電話担当の E 氏が国外に出かけて不在がちになったことに対応して、95 年 12 月から携帯電話での相談の受信も担当している。カトリック青年労働者連盟(JOC)のメンバーであり、フィリピン・スタディツアーに参加してスラムの状況を体験し、その後へるすの会の結成に関わった経歴をもつ。

C 氏：会員ナンバー22、交渉、鉄道会社勤務、労働組合の活動家（現在組合浜松支部副委員長）としてのキャリアから、賃金不払いや労災などの問題で企業と交渉する役割に着いている。組合活動家としてのキャリアから労災や労働問題についての深い知識と交渉経験をもっており、へるすの会の派遣会社・就労企業側に対する高い交渉能力を支えている存在である。

「ニュースレター」には、労災事故・賃金未払事件などの実践例や解雇の法的側面など、主に労働問題に関して頻繁に原稿を掲載している。「ニュースレターNo. 61」の会員紹介欄では、「相談・交渉・アフターケアや会の方針に至るまで、広い分野で中心的な役割を果たして下さっています」と紹介されている。また、同じ欄で「妻の Y 子さんも、へるすの会の頼もしい協力者です」と紹介されている<sup>(40)</sup>

D 氏：会員ナンバー18、ニュースレター編集、社会福祉士の資格をもち、市内の社会福祉法人のデイサービスセンターに勤務している。カトリックの信者であり、教会のメンバーであったためにへるすの会を知ったとのことである。「ニュースレターNo. 57」の会員紹介欄で自己紹介を行い、日本の欧米崇拜に対する反発や「各国の軍隊を消滅」させるために日本の国連軍へ

の参加を主張する「改憲論」を述べている。へるすの会の通常の例会などでは政治的・思想的な議論はほとんど聞かれず、へるすの会がこのレベルの思想性を問わずに実践的行動で一致することによって運営されていることを考えると、この表明はD氏の個性を示していると見ることができる。

E氏：会員ナンバー7、フランス国籍のカトリック教会神父。ラオス・タイで布教に携わった経験があり、JOCのフィリピン・スタディツアーでスラム街の生活を体験した。へるすの会の結成に中心的な役割を果たした一人である。教会内に固定電話を提供し受信しているので、相談の第一報をまず受ける機会が多かった。しかし、近年は海外に出かける機会が多く、将来的には他国に異動することが予想されている。

F氏：日系としてブラジルに移住し、農業労働者のための活動を行った。農業労働者の生活改善をはかる活動の過程で、生命の危険を覚えたこともあるとのこと。その後プロテスタントの牧師の資格を取得し、アメリカ合衆国で活動した後、浜松市の聖隷福祉事業団に招かれ、三方が原病院に付設された聖隷医療福祉研究所に勤務している。三方が原病院では堪能な語学を活かし、外国人相談室を設置して、そこでの相談を一手に引き受けている。来日後4年で日本国籍を取得したが、引き続きブラジル系およびペルー系の労働者・家族の諸問題の解決に精力的に取り組んでおり、ブラジルおよびペルー本国の政府機関等の信頼も厚い。へるすの会では、医療関係の相談に関して中心的な役割を果たしてきた。この過程で裁判所や警察・検察機関と接触する機会があり、定着志向の結果増えた少年の問題を扱うことを請われて保護司に就任した。相談された内容について、相談者である外国人の側に対してははっきりと発言する。

G氏：勤務先を定年退職後、ポルトガル語を学んだことからへるすの会の活動に参加するようになったので、例会の現在の常連メンバーとしては比較的活動歴は浅く、1年余である。現在は、ポルトガル語を活かして日本語学校の教師を勤めている。へるすの会では、最近浜松で在日ブラジル人向けの通信教育を始めた組織などとの連絡交渉を主に行っている。

H氏：郵便局勤務、労働組合での活動歴をもつ。へるすの会が中心になり、外国人労働者に対する相談活動にあたるための場として設置した国際交流事務所UCOの代表となるなど、へるすの会の中心メンバーの一人でもある。

I氏：へるすの会で、一時ニュースレターの編集長を勤めたほか、現在はバザーやフリーマーケットの企画を担当している。

J氏：アメリカ合衆国のコーネル大学の大学院生であり、日本の外国人労働者問題を研究するために来日した。実際に外国人労働者としてラインに入り、参与観察をした経験がある。

へるすの会の活動の中心的な部分、すなわち労働問題、医療問題、そして犯罪問題などには、それぞれに関わる専門家の援助が不可欠である。へるすの会会員には前述のように医師や弁護士が含まれ、必要なときには随時援助を求めている。へるすの会から、これらの専門家に積極的に働きかけることもある。たとえば、現在へるすの会がめざしていることの一つは在浜松外国人労働者の無料健康診断を行うことであるが、これについて医師会の協力を得るべく、会員の医師を通すなどして折衝している。また、犯罪や裁判はもちろん、離婚や結婚の問題などでも、関わりのある弁護士との間に処理を依頼するなどの協力関係を作っている。たとえば、1992年3月には、「感染性大動脈弁閉鎖不全症」で人工弁手術の必要なネパール人青年に対して、会員の心臓専門医を中心に浜松で心臓手術を実現させた。さらに、ネパールに帰国した青年のアフターケアにも取り組み、2年後にはこの医師がネパールに出かけて術後の検査をするのと同時に薬の手配を行っている（NL 43,95.3.5）。

#### 2-4 財政

へるすの会の財政は、基本的に会員および賛助会員・団体の会費・賛助会費で賄われており、他には緊急援助基金へのそれを含めてカンパが寄せられることがある。会費は、会員が年6,000円、賛助会員が年2,000円、賛助団体が年10,000円となっており、年2回に分けて納入することが求められている。第5回総会直前の94年度の最終例会では会員が68名、賛助会員が170名、賛助団体が3団体となっているが、自発的な納入に頼っているため、それぞれ38名、58名、3団体の納入の遅れがあると報告されている。1994年度会計報告によれば会費が416,000円、カンパが147,309円、合計563,309円の収入があり、他に前年度からの繰越金395,362円があった。これに対して、支出では、ニュースレターの印刷費が23,850円、同郵送費が217,020円、ニュースレター関連で支出全体のほぼ1/3を占めている。次に大きな支出はUCO協力費であり、これによってUCOの事務所を使用する権利を得ていた。その他、交流会の謝礼などの61,000円、電話代48,885円、例会・交流会等の連絡に用いるはがき代38,800円、他団体への会費・カンパの支払いの53,500円などが項目として大きなものである。支出の合計金額は674,268円であり、差し引き110,959円の赤字となっている。会員組織を維持して会費収入の安定を図るために大きな金額

が必要となっているのである<sup>(11)</sup>

緊急援助基金は、1991年7月7日に開催された第1回総会で設置が決定された。約10カ月後の1992年6月1日付ニューズレターNo. 24では、338,000円の寄付があり、ブラジル人男性の帰国旅費の一部補助10,000円とネパール人男性への生活費補助10,000円の2件を支出したと報告されている。1995年7月2日の第5回総会では、1994年7月から95年6月までの1年間に5件のカンパ計80,000円を受け入れ、入院見舞い1件20,000円と拘置所差し入れ1件4,431円の計24,431円を支出したことが報告されている。残額567,591円が1995年度に繰り越された。

初期の財政と比較してみると、1990年7月から1991年6月までの初年度の収入は606,238円、支出は532,633円となっており(NL 14,91.8.1)、最近は収入が減り、支出が増えていることがわかる。会員数は第1回の総会時の会員59名、賛助会員54名、賛助団体2団体(1991年6月30日現在)に比べて伸びている。しかし、会費の未払いが増えている一方、会員増の分だけニューズレターの発行経費が増大したため、財政状態が悪化した。

### 第3章 主な活動

主要な活動は、大きく二つにわけて考えることができる。一つは、へるすの会のそもそもの出発点となった相談活動であり、外国人から持ち込まれる相談に民間ボランティアとして関わることのできる範囲で対処することである。もう一つは、外国人との交流を図り、市民に対する啓蒙活動を行うことである。

#### 3-1-1 相談活動

電話による相談の第一報を受信するのは、最近1年間の場合、特に電話を管理するE氏、1995年12月から導入した携帯電話を所持するB氏、および医療機関に勤務して外国人の患者と接触するF氏が多い。受信した当人では充分対処することが難しい問題は、それらを主に扱っている会員に回される。対企業交渉は労働組合活動家として知識と経験の豊富なC氏、医療関係・犯罪・非行問題など外国人(主にブラジル系およびペルー系)との直接の交渉は語学の堪能なF氏が担当することが多い。したがって、例会における最近1カ月の相談についての報告は、その時間の多くがこの二人によって費やされる。相談の件数では、労災・賃金不払いなどの労働問題が多く、ピザの切り替えや延長に関わる問題、医療問題や犯罪非行の問題がそれに次いでいる。また、離婚や結婚などの家族問題、定住化に伴う教育問題など、相談内容は多岐にわたる。しかし、

直接の職業紹介はいつさい行わないほか、営利を生む問題にも関わらない。ボランティア団体に撤しているのである。許可なく職業斡旋をし、そこから営利を得ることは法律で禁止されており、このような活動を行うことは派遣業者との交渉において会の立場を弱くすると考えられる。それゆえ、1993年9月に福岡で外国人労働者の支援に携わっている市民が出入国管理及び難民認定法違反容疑（不法就労助長）で逮捕された事件では、この活動家の行為が違法だとしても外国人に対して正当な扱いをしない当局には逮捕する権利はないとの立場を取っている（NL 40,93.10.1）。

電話による相談の内容は、活動の時期によって若干の変動があるように見える。初期のころの相談は、賃金不払いが圧倒的に多い。たとえば、ニュースレターのNo.1に紹介されている相談事例は4件あり、3件は、給与の額をめぐる相談であり、他の一件は雇用条件をめぐる確認の依頼である。他に、指2本を切断した労災事故で交渉中であることが付記されている。また、91年8月1日付のニュースレターNo.14には、発足1年後の相談者数と相談内容が掲載されている（巻末表2.参照）。

1992年4月1日には、へるすの会の会員H氏を代表に、浜松駅近くのビルのフロアを借りて、常設の相談場所として国際交流事務所UCOを開設した。その後、ここが相談の窓口となり、同年5月には来訪者延べ242人、件数にして307研の相談が寄せられた（NL 24,92.6.1）。UCOは、1994年3月に浜松市富塚町の一軒家に所在地を移して相談業務を続けたが、1995年5月ころからこの事務所が使えなくなり、事実上活動を停止した。その後、へるすの会の窓口は、再び電話が中心になっている。

### 3-1-2 成果と特徴

へるすの会の相談活動は、開始直後から大きな成果を上げた。1991年8月1日付けニュースレターNo.14の巻頭記事では、「賃金未払い・労災事件などの交渉で2,000万円を越える金額を支払わせることに成功しました」と発足後約1年間の活動の成果を総括している。その代表的な事例として、ニュースレターNo.6、1990年12月1日付からNo.8、1991年2月1日付まで5回に渡り断続的に掲載されている、「自動車部品のプレス工場で仕事に日本の指を飛ばした」ネパール人男性についての交渉の記録『「失われた指」の記録—ネパール青年の労災闘争』を整理・要約して採録する。記述によれば、これはへるすの会としての「最初の労災闘争」であった（資料1.）。

初年度の活動の成功を支えたのは「カトリックをはじめ教会関係者の全面的

な協力と女性メンバーの献身的努力]だとの謝辞が、同じニュースレターNo. 14に掲載されている。この謝辞に表れているように、この時期の特徴は、女性が活動のかなりの部分を担っていたことである。ニュースレターの初代の編集人は女性が務めている。また、ニュースレターNo. 13では、ブラジル人の母娘(娘は14歳!)がブローカーの間をたらい回しにされている間に借金だけが増え、パスポートを取り上げられて返済を迫られるという事件とタイ女性の人身売買の状況について紹介されており、いずれも女性の視点から問題提起されている。そもそもへるすの会の発足がフィリピンの女性研修生の事件を契機としていたこともあり、発足当初には女性が活動の一端を支えていたことがうかがえる。1992年の8月1日付、93年の8月1日付という、それぞれ新年度の最初の号でメインの記事を女性が署名して書いていることも特筆すべきであろう。他の号でも女性が巻頭の文章を書いている例が何度か見られる。

この点から見ると、1993年8月1日付のNo. 38を最後に、女性が巻頭の文章を書くことが無くなったことが目に着く。また、署名記事を書いているのも、それ以後では94年10月付けNo. 47号の一度だけである。へるすの会から女性活動家が退出する傾向がうかがえる。この原因について、会自身は、例会などの活動が夜を中心に行われるので女性が参加しにくいことが主たる理由ではないかと考えているようである。しかし、そのほかに女性活動家の関心を引く女性特有の問題、たとえば風俗産業の問題について民間ボランティア団体が労働問題に対するほど有効な活動を組めないことがあるかもしれない。労働問題については、労災の場合でも賃金不払いの場合でも、既存の法律を利用して関係者に働きかけることが可能であるが、女性の風俗産業従事者に関し警察など公的な機関でも有効に対処できないという条件のもとでは、民間ボランティア団体のできる事柄に限界があるのであろう。

### 3-1-3 最近の傾向

これに対して最近の活動の特徴は、外国人労働者の定住化傾向にともなって生活関連、とりわけ子どもに関わる問題が大きくなっていることである。へるすの会自身が相談件数の統計をとらなくなり、またニュースレターでもあまり相談について報告しなくなったので、このことを正確に示すのは難しい。しかし、例会では報告があるので、それを紹介しよう。1995年度第4回の例会(10月3日)には、16歳のブラジル系少年の中古車窃盗事件や年金問題、自転車に乗っていて日本人女性に衝突しけがを負わせた交通事故問題、外国人労働者にいきなり「後一週間の命」とがんと告知をした事件、フィリピン女性の離婚問題

などが取り上げられている。もちろん、依然として解雇事件やパキスタン青年の賃金未払事件、ネパール人労働者の労災死事件など、労働関連の問題も報告されているが、問題が広がっていることをうかがうことができる。同様に1995年第6回例会(12月5日)では、中国人による交通事故加害と自販機窃盗事件に大きな時間が当てられた。なお、轢き逃げで逮捕したところ窃盗が発覚したこの事件では、へるすの会は「イリーガル」も区別なく扱うが、「イリーガル」な行為を支援するものではないことを確認している。他には、労災後の年金の受領の問題(マレーシアおよびネパールでの受給方法の問題)が2件、ブラジル人の結婚式に伴う問題が1件報告されている。また、聖隷三方が原病院で外国人相談室を開くF氏からは「今年は労災が10件ほどで、10数件あって異常に多かった去年に比べて減少している」ことが報告された。子どもの来日や日本での成長が問題となったため、F氏が保護司を委嘱されたことも、定住化にもなって少年の犯罪・非行が増えていることの一つの表れであろう。その他、浜松を拠点にした在日ブラジル人への通信教育等についての支援が議論されるなど、医療・教育などの生活問題が労働問題と並ぶ大きな問題となってきている。

注目すべきことに、通常外国人の人権問題のなかで大きな話題を占める風俗産業に働く女性の問題は、ほとんど扱われることがない。この理由のひとつは、該当する女性が浜松の外国人人口のなかで小さな割合しか占めていないためであろう。外国人人口の大多数を占める日系ブラジル人、数として多くはないが、相談の件数は前者と同じ程ある日系ペルー人に比べ、風俗産業に関わるフィリピン人や対人の女性は多くない。しかし他の一つは、会の活動から女性の影が薄れたことにあるかもしれない。女性の視点からの問題の発掘や対応が手薄になっているものと想像できる。

### 3-2 交流活動

#### 3-2-1 交流会

もう一つの活動の柱となっているのは、外国人労働者・留学生と日本人との交流、およびそれを通しての啓蒙である。その中心となっているのは、交流会とその他の交流プログラムである。すでに25回を数える交流会では、主に在日の外国人から各国の事情や日本における生活のさまざまな問題点について話を聞いている。末尾に、これまでの交流会について、講演者や日時、テーマなど経過の概要を主にニュースレターと実際の参加によって得られた情報からまとめておく(資料2.)。交流会は、第15回から第16回の間約1年半にわたって

中断されたほかは、不定期ながら着実に開催されている。しかし、最近では参加の人数がかつてほど多くないようである。へるすの会としては、開催曜日や時間をさまざまに設定するなど工夫を重ねているが、顕著な効果は表れていない。

その他、留学生を招いての交流会や浜松市国際交流協会 (HICE) 主宰の交流行事などに積極的に参加している。後者ではバザーに出展して資金を得ることもある。最近では、1995年12月10日に開催された HICE 国際交流フェアに参加してニュースレターや書籍、インフォメーションカードなどを展示・配布した。また、近年ではフィリピン系の女性たちの親睦団体フィリピーノ・ナガイサの主宰する行事に協力している。1993年3月には、ナガイサが10日に弁護士を招いての「滞在・結婚・離婚」に関する説明会、24日に「日本での自動車運転免許証の取得について」の説明会を開催したが、へるすの会からも参加している。その他、静岡大学関係者による留学生のための会合や近隣町村の国際交流協会からの依頼による講演者の派遣など、国際交流に関するさまざまな機会を活用している。たとえば、1992年1月25日には、大須賀町国際交流協会の依頼で、代表を含む会員2名が講演し、へるすの会の活動を紹介するとともに、同じ日に浜松市で開催された「留学生と語ろうー国際強調と日本の責務」の会合に協力しているのである。

### 3-2-2 県内外の団体との交流

また、へるすの会は、静岡県内外の外国人支援ボランティア団体との交流を積極的に行っている。へるすの会の発足当時、県内には東部(沼津市)に「カサ・デ・アミーゴス」、中部(静岡市)に「アジアを考える静岡フォーラム」(FAS)の二団体が活動していた。1991年9月23日、この3団体は静岡県内外国人労働者救援団体の交流会を静岡市で開いたが、へるすの会からは4名が参加した。この席上、今後交流会を年2回持ち回りで開くことで合意した。1992年3月20日には、へるすの会の主催する県内3団体交流会が「外国人医療」をテーマに浜松市で開かれ、38名が参加した。その後、1994年1月26日には「志太・榛原外国人の人権を考える会」が発足し、以後県内4団体の交流会となって現在に至っている。最近では、1996年3月23日に県内4団体交流会が浜松市で開かれ、「外国人の定住化にともなう諸問題」のテーマのもとに、特に医療と教育をめぐって約20人が情報や意見を交換した。

県外の諸団体との交流も活発である。発足直後の1990年7月8日には、名古屋の「あるすの会」、豊橋の「外国人労働者の権利を考える会」(仮称・豊橋)との共催で『東海地区救援セミナー』を開き、横浜の「カラバオの会」や大阪

の「アジアン・フレンド」、静岡市のFASなどの団体、また各地の弁護士を招いて現状についての討議を行った。その後もあるすの会主催の「改悪入管法を問う6月1日シンポジウム」(1991年6月1日、名古屋)、ブラジル日本文化協会が35周年記念行事としてサンパウロで開催した「出稼ぎ現象に関するシンポジウム」(1991年11月8-10日)、「5.31すべての外国人に医療保障を!全国集会」(1992年5月31日、東京)、「第3回関東甲信越外国人問題フォーラム」(1993年4月29-30日、長野)、「すべての外国人に医療保障を!5.30全国集会」(1993年5月30日、横浜)、「外国人労働者問題全国交流会」(1995年4月29-30日、大阪)などに会員が出席している。

### 3-2-3 公的組織との関係

公的組織との関係に関しては、警察や検察、裁判所などとは、特に関係が悪いことはないが、距離をおく姿勢を取っているように見える。これらの機関は、言葉の問題一つをとっても外国人の関係する諸問題に対応する能力をもっていない。たとえば、浜松中央警察署に外国人問題を担当する専門的な人材が配置されたのは、ここ1年ほどのことである。したがって、しばしば通訳の斡旋などをへるすの会に求めてくる。へるすの会は、これらの要請に対してはできる限り前向きに対応してきたのであり、その証明および結果が会員の保護司への就任であるといえるだろう。しかしながら、これらの機関とは基本的に距離を置いて接するという姿勢は、例会でのさまざまな話題のなかで見てとることができた。彼らが援助しようとしている外国人労働者はかなりの場合ビザの切れたいわゆる「不法滞在」者であり、出入国管理法違反で警察に逮捕されればすぐに入管に送られて強制送還される可能性がある。へるすの会は、これらの「不法滞在」者に対して救済第一の姿勢で臨んでいる。警察その他の取り締まる側の公的機関と密接な関係があったのでは、救済すべき当の外国人労働者から信頼されようもないのであるから、この距離を置く態度は当然であろう。しかし、公的な機関でも労基署のように外国籍といえども労働者としてその権利を守る立場の官庁とは積極的に交渉を持っており、これまた当然のことであろう。

### 3-3 広報活動

機関紙「へるすの会ニュースレター」は、1990年7月1日にNo.1が発行された後、毎月1号が発行され、主に郵送で配布されている。発送先は、1995年10月現在、国内268通、海外8通に上っている。39号までは毎月1日の日付で発行されていたが、その後発行日が10日、さらに20日になり、94年1月から12月までは43号から47号の5号しか発行されなかった。その後、95年の1月

号からは、再び毎月発行されるようになっていく。この間、94年7月には代表の交代があり、また編集長も替わっている。新しい体制になるまでに時間を要したのであろう。95年にはいって現在のD氏に編集が移るまで多忙なC氏やI氏が一時編集を行っており、毎月発行できる体制にはなかったと思われる。

「ニュースレター」は、B5判横書き謄写印刷で12ページから28ページで編集されている。内容は、巻頭にメインのテーマが取り上げられ、続いて相談事例の報告や交流会の報告、聖隷三方が原病院の外国人相談室の受け付け状況の統計などが随時載せられる。ちなみに、1995年の1月から11月までのメインのテーマは、末尾資料3.に示すようになっている（ニュースレター各号による。実際の表題とは異なる）。

ニュースレターの発行を中心とするする広報活動は、へるすの会の活動のなかで、労力負担の点でも経済的な負担の点でも大きな割合を占めている。財政のところで見ると、最近では会の支出の1/3が、ニュースレターの印刷と発送に費やされているのである。また、一時発行が滞る時期があったことでわかるように、会にとってかなりの労力負担となっている。この負担を甘受しても月1度の発行を維持しようとするのは、それが大きな役割を迫っているからである。すなわち、ニュースレターは、会員に対してその時々へるすの会が取り組んでいる問題やおかれている状況を知らせ、これによって会の活動の成果や意義を会員に伝えるという役割をもつ。これによって、会員に対し会費を払うことへの動機付けを与えているのである。そのことは実際に意識されており、例会の場でも会費の滞納を減らすためにも定期的なニュースレターの発行に努めるべきことをときどき論議したことがある<sup>(12)</sup>

先述のように1年目のニュースには女性の寄稿者も多く、それに応じて女性の問題が取り上げられることが多かったが、95年になると女性はほとんど寄稿していない。このことは、初代の編集人は女性だったが、その後はすべて男性が就任していることとも関係するだろうが、むしろへるすの会の活動から女性が退いていく過程に対応している。1995年7月の第5回総会では女性の参加を活発にすることが課題だと述べられているが、ニュースレターの執筆状況を見てもその問題はまだ解決されていないように思われる。

## おわりに：外国人労働者支援活動の今後

へるすの会の特徴は、何といたってもその実践的性格である。へるすの会は、外国人労働者が直面する諸問題、労災事件、医療問題、犯罪・非行、生活問題

などを具体的に解決するために存在するのであって、単なる実態の把握や研究を目的としているのではない。

浜松市における在留外国人のさまざまな問題について、行政的な対応はまだ不十分である。たとえば、定住化にともなってますます重要となっている健康保険問題について、浜松市の国民健康保険課は、外国人への国民健康保険適用条件として1.外国人登録法に基づく登録を行っている者、2.在留期間がおおむね1年以上……と認められる者を挙げ、「ライセンス(就労ビザ引用者)保持者は加入させない」との方針を示している(浜松市、1993:31)。行政としては、当該外国人の滞在が適法か不法かを常に意識しなければならないことは当然のように見える。しかし、現実には適法な滞在者を大きく上回る「不法」滞在者が存在すると見なされている(島田、1993:24-33)など、外国人問題の実態からずれた対応にならざるを得ない。しかも、浜松市自身が課題として「国による人材派遣法の厳正な適用指導」を国に要望していることで明らかなように、悪質な派遣業者が野放しに近い状況<sup>(13)</sup>となっている。そこで「……行政側は、国民健康保険より社会保険をすすめるが、……事業主は、事業主が半額負担することから、社会保険を忌避」するという事態が生じてくる。一方で問題を「違法」状態で放置しながら、他方で福祉のための法律を規則通りに適用していけば、問題が集積されることは当然である。このような状況のもとでは、へるすの会のような民間支援活動が、単に不可欠であるばかりか、実態として問題解決に主要な役割を果たさざるを得ないのである(天明、1991:100)。第1章で述べたように、浜松市が事務局長を派遣している財団法人浜松国際交流協会 HICE は、より外国人のトータルな生活に近い場面で活動しているために、へるすの会を無視していない。

へるすの会の実践的な姿勢には、二つの背景があった。一つは、カトリックかプロテスタントかを問わずキリスト教という宗教的背景から理解できる人道主義的な立場である。もう一つは、労働組合の活動家が依拠しているような、労働者の権利という視点からの労働問題の視点である。へるすの会は、この二つの要素が結びついたところで成立し、発展してきたものと考えることができる。しかしながら、浜松が労働者の町であるという事情、そしてバブル崩壊後の不況という事情のもとでは、後者の問題が大きくクローズアップされてきた。労働組合活動家であるC氏が、実践的活動でもニュースレターの執筆でも一つの中心的な役割を果たしてきたことの背景には、このような事情があるものと考えられる。

この種の労働問題が解消したわけではないが、外国人労働者の定住化にともなって新たな種類の問題が多発する傾向にある。医療(労災を除く)、教育、非行、家族関係などの生活関連の問題がそれである。これらの問題は、再び活動における労働運動的なもの以外の要素の強化を必要とするかもしれない。日系帰化プロテスタント牧師のF氏が請われて保護司に就任したことは、このことの一つの表れとみることもできよう。へるすの会自身は、労働問題に限らず、医療や非行、最近では教育などの生活関連の問題にも広く取り組み、弁護士や医師との密接な協力関係を作りつつこの種の問題にも実績を挙げている。会自身がめざしているように、今後ともその方向を強化することが求められるだろう。

上記のように引き続き大きな役割を果たすべきことが期待される一方、へるすの会の今後の活動で問題となるのは、他の県内支援団体と同様、財政基盤の確立と活動家の確保であろう。初期のころに比べて各種会合の参加者が減少し、かつ固定化していること、会費未納の会員が増えていること、そしてとりわけ女性会員の積極的な参加が少なくなっていることなどの問題がある。日常的な活動面においても、会費を滞納している会員を減らすことを一つの目的とするニュースレターの送付が、労力的にも財政的にも大きな負担となっているという状況がある。外国人労働者の急増という背景のもとで注目を浴びてきた民間ボランティア団体の支援活動が、彼らの存在が日常的な光景となったなかで社会的な基盤を確保することに力を割くことを余儀なくされているのである。

定住化の進展によって問題の外延が広がってゆく状況下で有効な活動を行うためには、一度は退出したように見える宗教的活動家と女性とを再び呼び戻すか、あるいはまたG氏のような市民のスタンスで関わる活動家を確保する必要があるように思われる。

## 注

- (1)浜松市における外国人登録の状況は、表1.参照。もちろん、この表ではオーバーステイの外国人の状況はわからないが、一つの目安ではある。
- (2)民間支援団体の役割についての天明の指摘を参照(天明、1991:100)
- (3)表1.を参照。
- (4)代表的なものとして、前注に記載した浜松市の委託調査と渡辺雅子編著『共同研究出稼ぎ日系ブラジル人 上下』明石書店、1995がある。

なお、私たちは1994年に東海地域国際化研究会を作り、1995年から文部省

科学研究費補助金の交付を受けて、主に日系ブラジル人の調査を行っている。本稿は、この調査に参加して得た各種資料を用いて執筆されている。

「わが国の国際化に伴う文化的・階層的摩擦と受容体制の社会学的調査研究—静岡県を中心に—」、文部省科学研究補助金交付、1994-6年、課題番号06451033、研究代表者、間庭充幸。

- (5)浜松市企画部国際交流室『浜松市における外国人の生活実態・意識調査』東洋大学社会学部研究室、1993、39ページ。以下、この文献については、本文中に（浜松市、1993：39）のように記載する。
- (6)1996年3月5日に開かれたへるすの会例会の席上での報告による。
- (7)へるすの会が学術的な文献において紹介されるのは、初めてではない。前注(4)にあげた渡辺雅子編の調査報告書で、弓削はるみ・井桁碧両氏が連名で「南米日系人のための相談窓口と民間支援団体」と題した論文を書き、へるすの会について1頁にわたって紹介している（弓削・井桁1995：197）。また、この論文ではへるすの会と同時期に浜松で活動していた民間ボランティア団体SSNB（Servico Social Nipo-Brasileiro セルヴィッツ ソシアル ニッポブラジレイロ）やその後継団体であるSTU（Sindicato dos Trabalhadores Universal シンジカット ドス トラバリャドーレス ウニヴェルサウ）についての記述があり、これらと関係の深いへるすの会についても、そのなかでたびたび言及がある（弓削・井桁1995：204-216）。
- (8)へるすの会「ニュースレター」各号による。この「ニュースレター」からの引用は、以下、本文中に（NL，号，発行年月日）のように示す。なお、ここでいう「研修」が実態として低賃金労働者の雇用的手段となっている事態については、たとえば信濃毎日新聞社、1992：27-39、手塚、1986：第7章などを参照。
- (9)弓削・井桁の前掲論文では1990年5月に結成とされている（弓削・井桁、1995：197）。また、7月10日付の毎日新聞静岡版では「HLS 発足3カ月」と報道され、やはり5月発足とされている。
- (10)引用文中の実名はイニシャルに変えてある。
- (11)以上の財政に関する数字のうち第5回総会に関わるについては、第5回総会の当日のへるすの会による配布資料から引用している。
- (12)1994年10-12月例会での討議による。
- (13)賃金不払いや労災事件の隠ぺいなど、悪質な派遣業者の問題はへるすの会の主要な課題の一つであり、ニュースレターのNo. 8-9, 1991.2.1-3.1、No.

13,1991.7.1、No. 19,1992.1.1、No. 42,1993.12.20 など、最近に至るまで多くの事例が紹介されている。

### 資料1. 年表 あるネパール人の労災の記録

(人名および社名はイニシャルにしてある——著者)

1989年8月 D・Rさん、来日。翌年2月にビザの期限切れる。

1990年3月12日 D・Rさん浜松へ。

3月13日 派遣業者M産業のUに連れられ、自動車部品のプレス工場 I 機工(有)に行き、その日から働く。

4月6日 45 t プレス記で作業中、右手二指(人差指、中指)切断、薬指も脱臼。浜松社会保険病院に入院、翌日第1回手術。

4月16日 派遣業者U、派遣先からD・Rさんへの保証を口実に650万円を詐取。

5月27日 浜松駅頭で「へるすの会」と出会う。

5月28日 第1回の面談。詳しく事情を聞く。

5月29日 調査の結果、本日現在、医療費122万5千円が未払になっていると判明。

5月31日 第2回面談。

6月2日 第3回面談。退院が6月4日と決まる。

6月3日 第4回面談。「再手術をやりたいので、Uを怒らせたくない」「未払金を払うよう話をする」とのD・Rさんの意向でしばらく様子を見ることにする。

6月4日 退院。再手術までリハビリ通院となる。

6月9日 D・Rさん、事故後はじめてI機工へ行く。

6月10日 第5回面談。

6月12日 D・Rさん、Uに補償を求めるが、拒否される。

6月15日 第6回面談。「へるすの会」としてUと交渉にはいることを決定。これ以後D・Rさんを会の保護下におき、会員宅で交代であずかる。

6月20日 弁護士を同伴してI機工訪問、事情聴取。Uもたずねたが、不在。妻と面談、話をしたい旨伝える。

6月21日 労基署と相談。

6月22日 電話でUに交渉の意志を伝える。U激昂し、設定不成立。この時点で労基署申告を決定。

6月25日 浜松労基署へ申告(賃金不払い、労災補償)。M産業は労災未加入で

あることが判明。本人の補償優先で進めることを確認。

- 6月26日 D・Rさん、名古屋入管に出頭。治療と労災手続きのため特別在留許可を求める。
- 6月27日 浜松労基署に本人出頭、事情を説明。
- 6月28日 労基署から未払賃金、残業代が支払われるとの電話連絡。
- 7月3日 労基署で、未払賃金等を受け取る。S銀行で普通預金口座作成。大いに難航する。
- 7月中旬 労災保険成立。Uに療養補償の書類にサインさせる。
- 7月23日 社会保険病院事務長と再入院問題で面談。
- 7月30日 再入院、手術。
- 8月中旬 労基署から、Uが休業補償にサインしたとの連絡はある。
- 9月8日 退院。反原発グループの共同事務所で生活できるよう手配。
- 9月14日 休業補償第1回約67万円が振り込まれる。D・Rさんにわたったのは17日。
- 10月18日 休業補償第2回約40万円、障害補償約338万円を受領、労災補償完了。Uに対する民事請求は、特別在留許可の期限との関係で断念。
- 10月24日 D・Rさん、名古屋入管へ再出頭。
- 10月28日 ネパールに帰国。
- 12月14日 D・Rさんから国際電話で近況報告とへるすの会への謝辞が寄せられる。

## 資料2. へるすの会交流会の経過概要

- 第1回 1991年2月24日、インドネシア人留学生、静岡大学工学部、20名参加。
- 第2回 3月24日、フランス人神父、25名参加。
- 第3回 5月7日、ネパール在住日本人医師、19名参加。
- 第4回 5月16日、在フィリピン外国出稼ぎ者支援団体カイビガンに所属するフィリピン人男性、32名参加。
- 第5回 9月18日、中国系男性、専門学校在学中、15名参加。
- 第6回 10月26日、在日ベトナム難民男性、20名参加。
- 第7回 11月19日、在日大韓キリスト教会浜松教会牧師、20名参加。
- 第8回 1992年1月21日、ブラジル日系2世男性、旅行代理店浜松支店長、18名参加。
- 第9回 2月16日、ネパール人ら100名余によるへるすの会への感謝のパー

ティ、参加日本人は29名、残りはネパール人。

- 第10回 3月22日、日系ペルー人女性、6名参加。
- 第11回 4月21日、メキシコ人夫妻、夫は静岡大学大学院在学中、妻はスペイン語教師、16名参加。
- 第12回 8月6日 千葉大教授手塚和彰氏の調査グループとの交流会。
- 第13回 1993年2月13日、元パウリスタ女性記者。
- 第14回 3月14日 在日韓国人作家。
- 第15回 5月21日、在ブラジルカトリック教会司祭、「ブラジルの現状」、20名参加。
- 第16回 1994年10月9日 スリランカ人夫妻、「私の好きな浜松」。
- 第17回 12月20日 在ブラジルカトリック教会神父、「ブラジルからの出稼ぎ」。
- 第18回 1995年2月5日 浜松ベトナム人協会代表、「浜松におけるベトナム人の生活について」。
- 第19回 3月5日、日本人と結婚したフィリピン人女性、「私の体験－国際結婚－在日フィリピン人の現状」。
- 第20回 5月16日、インターナショナル=プレス浜松支局長、日系2世、「最近のブラジルの情勢」。
- 第21回 6月13日、外国人児童相談員（ブラジル系女性）2名、「外国人児童に対する指導の実態について」、10名参加。
- 第22回 1995年9月11日、在浜松アイルランド人、「国際化とは何か」「アイルランドのお話」。
- 第23回、1995年11月11日、在浜松ペルー人男性、ペルー人系団体「コンチーゴ・ペルー」代表。
- 第24回 1995年11月28日、外国人問題に熱心な男性浜松市議会議員。
- 第25回、1996年1月30日、浜松在住ブラジル日系人男性、企画会社運営、「浜松で私のしたいこと」。

### 資料3. 1995年のニュースレターの主要な内容

- 1月 No. 48 A代表による年頭のあいさつ
- 2月 No. 49 豊田町の「解雇事件」で「立替払」決定
- 3月 No. 50 アジア人労働者の労災死事件
- 4月 No. 51 ペルー系移住者のための宣誓口述書について
- 5月 No. 52 日系人未成年者の犯罪事例

- 6月 No. 53 日本の自動車工場での体験（英文・和訳）  
7月 No. 54 日本の自動車工場での体験続（英文・和訳）  
8月 No. 55 「東海大地震」と外国人  
9月 No. 56 日本の自動車工場での体験続々（英文・和訳）  
10月 No. 57 「解雇」とは何か  
11月 No. 58 国民・厚生年金の帰国後の支払いについて（ポルトガル語・和訳）

#### 参考文献

- 藤崎康夫『出稼ぎ日系外国人労働者』明石書店、1991  
浜松市企画部国際交流室『浜松市における外国人の生活実態・意識調査』東洋大学社会学部研究室、1993  
花見忠・桑原靖夫『あなたの隣人外国人労働者』明石書店、1993  
小林 良久編著『ESPIRITO DE BRAZILEIROS 日系人労働者の現状と闘い—浜松からの報告』国際交流事務所、1993  
島田晴雄『外国人労働者問題の解決策—開かれた「自助」の国をめざして』東洋経済新報社、1993  
天明佳臣『外国人労働者と労働災害—その現状と実務Q & A』現代書館、1991  
手塚和彰『外国人労働者』日本経済新聞社、1989  
弓削はるみ・井桁碧「南米日系人のための相談窓口と民間支援団体」、渡辺編1995上巻所収。  
渡辺雅子編著『共同研究出稼ぎ日系ブラジル人 上下』明石書店、1995

（本稿は、文部省科学研究費補助金の交付対象（一般研究(B)）となっている注(4)に記載した共同研究の成果の一つである。）

表1. 浜松市における外国人登録の現状と推移

国名\年月	87.3	88.3	89.3	90.3	91.3	92.3	93.3	94.3	95.3
ブラジル	10	28	146	1457	4072	6132	6489	5920	6595
韓国・朝鮮	1969	1973	1945	2040	2153	2213	2180	2001	1842
フィリピン	117	157	290	470	535	797	624	746	800
ペルー	1	2	8	17	312	836	734	639	691
中国	169	245	277	284	374	519	634	568	942
ヴェトナム	99	106	119	136	160	199	226	233	266
米国	67	80	98	112	113	138	140	124	113
インドネシア	31	32	20	39	47	127	178	75	89
その他	94	114	185	193	257	495	495	555	513
合 計	2557	2737	3088	4748	8023	11456	11700	10861	11851
国籍数			42	49	51	49	55	56	56

表2. 国籍別・内容別相談件数 (1990.7-1991.6)

国 籍	男性	女性	計
フィリピン	4	3	7
ブラジル	27	15	42
ネパール	146	7	153
韓国	1	1	2
マレーシア	4	3	7
イラン	11	0	11
ペルー	7	6	13
スリランカ	4	0	4
アメリカ合衆国	1	0	1
バングラディッシュ	1	0	1
パキスタン	2	0	2
不明	1	0	1
計	209	35	244

へるすの会ニュースレター№14

相談内容	人数	相談内容	人数
入国・ビザ	9	仕事	1
パスポート	13	労災	6
賃金不払い	142	雇用・契約違反	4
借金	8	病気	23
逮捕情報	3	宿泊	13
消息	1	生活	8
解雇	7	帰国	8
就職	11	結婚・離婚	3
		計	260

※一人で複数の相談をしている場合がある

へるすの会ニュースレター№14